

<招待論文>

韓国特殊教育の概要

金 參燮*・翻訳：崔 明福**

本稿は、日本特殊教育学会第50回大会の国際小委員会企画シンポジウムで配布された資料を修正・加筆したものである。韓国の特殊教育が日本とその方向が大きく変わったのは、1994年の改正「特殊教育振興法」である。統合教育、差別の禁止、個別化教育計画（日本の個別の指導計画にあたる）、保護者の権利、差別に対する罰則が明記された。そのあと2007年に「障害者などに対する特殊教育法」が作成され、特殊教育の再定義、特殊教育対象者の義務教育年限の拡大（幼稚園から後期中等教育まで）、差別の禁止の強化、教員の資質向上、特殊教育支援センターの設置及び運営、3年ごとの特殊教育実態調査、障害の早期発見、特殊教育対象者の判定及び就学、教育課程の運営（知的障害児の教科書の作成）、インクルーシブ教育の実施、個別化教育の徹底、進路及び職業教育の充実、巡回教育、特殊教育校及び特殊学級の設置基準の改善、大学課程の障害学生支援及び生涯教育支援の充実がうたわれた。しかし、地方公共団体の法令遵守の問題、教員に加わる新たなストレス、インクルーシブ教育のための教員養成の課題、一般教員の障害児に関する啓発不足等、様々な困難が残されている。

キーワード：韓国, 特殊教育, インクルーシブ教育

I. 韓国特殊教育の概要

韓国の特殊教育の概要について、①「障害者などに対する特殊教育法」の制定背景及び主要内容と②、特殊教育の現状（特殊教育対象者, 特殊教育校, インクルーシブ教育註1）、巡回・病院学校の現状）に分けて述べる。

1. 「障害者などに対する特殊教育法」制定の背景及び主要内容

(1) 制定の背景

1977年12月31日に法律として制定・公布された「特殊教育振興法」は、当時韓国の障害者教育を公的に保障し始めたものであり、全国の市・都に公立特殊教育校及び特殊学級が設置されるなど、特殊教育発展の軸を作る法的根拠になった。その間、特殊教育振興法は9回改正が行われたが、特に1994年の全面改正では統合教育及び個別化教育など新しい教育の導入、障害のある児童生徒の適切な選定・就学など手続きにおける権利を強化するための特殊教育運営委員会の導入など画

期的な措置が含まれていた。

しかし、2000年代に入ってから韓国の特殊教育は世界的動向の影響を受け、現場からは様々な問題が始まった。政府はこのような問題を無視しにくい立場に置かれ、「特殊教育振興法」が現場の課題を解決するには不十分であるということ認識しはじめた。特に、「特殊教育振興法」は初等・中等教育を中心として定められており、就学前あるいは学校教育修了後の障害のある乳幼児及び成人のための教育支援に対する規定が不十分で、国家及び地方自治体の特殊教育支援に対する具体的な役割が明確に規定されていないため、法律の実効性の保障に限界があるという問題が明らかにされた。

このような社会変化による特殊教育現場の新しいニーズと最近の動向を反映するとともに、充実した特殊教育政策を定着させるため、「特殊教育振興法」を全面改正し、2007年5月25日に「障害者などに対する特殊教育法」(法律 第8483号, 2007. 5. 25制定, 2008. 5. 26施行)を制定した。

(2) 「障害者などに対する特殊教育法」の主要内容

新しく制定された「障害者などに対する特殊教育法」の主要内容について説明する。①特殊教育の定義, ②特殊教育対象者の義務教育年限の拡大, ③差別の禁止,

* 韓国国立公州大学校 特殊教育学部

** 中国長春大学 特殊教育学院

④教員の資質向上、⑤特殊教育支援センターの設置及び運営、⑥特殊教育実態調査、⑦障害の早期発見、⑧特殊教育対象者の判定及び就学、⑨教育課程の運営、⑩インクルーシブ教育、⑪個別化教育、⑫進路及び職業教育、⑬巡回教育、⑭特殊学校及び特殊学級の設置基準、⑮大学課程の障害学生支援及び生涯教育支援の順に述べる。

1) 特殊教育の定義

「障害者などに対する特殊教育法」(以下、特殊教育法とする)では治療教育を削除し、職業教育を教育課程に含めて、特殊教育関連サービスの概念を導入するなど、特殊教育の意味を大幅に修正し、次のように定めている。特殊教育とは、特殊教育対象者の教育的ニーズを満たすため、特性に適合した教育課程及び第2号による特殊教育関連サービスの提供を通して行う教育を言う。特殊教育関連サービスとは、米国の障害者教育改善法 (IDEIA: The Individuals with Disabilities Education Improvement Act of 2004) で定めている関連サービスに近い用語で、特殊教育対象者の教育に必要な人的・物的サービスを意味しており、①相談支援、②家族支援、③治療支援、④補助員支援、⑤補助工学機器支援、⑥学習補助機器支援、⑦通学支援、⑧情報アクセシビリティ支援などがここに含まれる。

2) 特殊教育対象者の義務教育年限拡大

現在、韓国は全ての国民に対し小学校及び中学校教育課程の義務教育を実施している。しかし、特殊教育対象者の場合は、幼稚園課程から高等学校課程まで義務教育を受けなければならない。また、満3歳未満の障害児教育と高等学校以後の専攻科課程は無償教育である。つまり特殊教育対象者の義務教育年限は3～17歳で、障害児の無償教育の年限は0～20歳(専攻科1～3年を含む)である。義務教育実施年限の拡大は、特殊教育対象者のニーズ把握、学級の増設、教員の確保など教育要件を備える期間が必要であるということから、2010年から2012年まで年次的に適用してきたが、2012年からは満3歳以上の全ての障害幼児が義務教育を受けることになった。

3) 差別の禁止

1977年「特殊教育振興法」の制定当時から特殊教育対象者であることを理由に、あるいは障害を理由に、入学の志願者拒否及び入学試験合格者の入学拒否などを禁止した。しかし、教育現場でしばしば頻発する具体的な教育活動状況での差別行為を禁止するため、積極的な権利救済を規定する必要性が強調されるようになった。

特殊教育対象者が幼稚園、小・中学校、高等学校及び大学に入学する際、障害を理由に入学の志願を拒否したり入学の選定に合格したが入学を拒否したりするなど、教育機会を確保する過程において障害を理由に差別することを禁止している。このような教育機会を提供することにおいてだけでなく、教育活動全般にわたって差別行為を禁止するために特殊教育関連サービスの提供、授業参加及び校内外活動参加、個別化教育支援チームへの参加などへの保護者参加、そして入学判定など具体的な事項においての差別禁止を規定している。また、教育機関の長だけでなく国家及び地方団体に対しても上記のような差別行為禁止に対する責任を明記している。特殊教育対象者及び保護者の差別禁止は「障害者差別禁止及び権利救済などに関する法律」(2011. 6. 7制定, 2011. 12. 8施行)と関連し、障害者教育において生じる差別行為に対する処罰規定が強化された。例えば、障害者差別行為が悪意的だと認定されれば、3年以下の懲役または、3千万ウォン以下の罰金に処することができるようになった。また、教育責任者が全ての校内外活動で障害を理由に障害者の参加を制限、排除、拒否できないよう規定している。

4) 教員の資質向上

国家及び地方自治体が主管として行われる資格研修及び職務研修に特殊教育に関連する内容を必ず含まなければならないが、180時間以上実施される資格研修と60時間以上実施される職務研修には、必ず特殊教育に関する内容が含まなければならない。また、通常教育の教員に対しては特殊教育と関連した職務研修課程を、特殊教育教員に対しては、通常の教科課程に対する職務研修をそれぞれ別途に、独立した職務研修として実施しなければならない。特に、特殊教育教員のインクルーシブ教育の力量を強化するために、通常教育課程に関する職務研修課程を開設及び運営するように規定したことは、インクルーシブ教育の環境の中で特殊教育対象児童生徒の教育課程修正及び協同授業によって、特殊教育教員の役割がより拡大されるものと期待される。

5) 特殊教育支援センターの設置及び運営

特殊教育支援センターを下級教育行政機関別に設置及び運営し、特殊教育対象者の早期発見、診断・評価、特殊教育研修、教授・学習活動の支援、特殊教育関連サービス支援、巡回教育などを担当する。このような業務を遂行できる別途の施設を設置した上、業務を担当する特殊教育分野の専門担当者を配置することによって、一つの下級教育行政機関に2か所以上の特殊

教育支援センターを運営することができる。

6) 特殊教育実態調査

国家は特殊教育政策を樹立するため、3年ごとに特殊教育実態調査を実施しなければならない。実態調査には特殊教育関連サービスの提供状況、障害者の生涯学習課程及び施設の運営状況などが含まれる。特殊教育実態調査とは別途に、障害のある大学生の教育福祉実態調査及び評価を行うことで2005年から定期的に実施している。

7) 障害の早期発見及び教育支援

満3歳未満の障害乳児は無償教育を受ける。すなわち、年齢にかかわらず特殊教育対象者に選定されると、特殊学校や特殊教育支援センター、または在宅で無償教育を受けることができる。また、障害の早期発見のための無償の選別検査を実施でき、または乳幼児健康診断結果を活用することができる。2007年11月から実施された乳幼児健康診断制度が次第に定着し始め、多くの乳幼児が医師の健康診断を通じ障害、または障害のリスク要因を確認することができ、教育機関から通知されるシステムが定着されつつある。

8) 特殊教育対象者の選定及び就学

特殊教育対象者は、①視覚障害、②聴覚障害、③精神遅滞、④肢体不自由、⑤情緒・行動障害、⑥自閉性障害、⑦コミュニケーション障害、⑧学習障害、⑨健康障害、⑩発達遅滞など10種類の障害カテゴリーに該当する者の中で、特殊教育を必要とする者と診断・評価された者を示す。これは障害者であれば、必ずしも特殊教育対象者にされるのではなく、学習障害や発達遅滞のように、障害者福祉法上の障害者でなくても、特殊教育対象者に選定されることができる。

特殊教育対象者に選定されると特殊教育運営委員会が就学に対する審査をした後、①通常学校の通常学級、②通常学校の特殊学級、③特殊学校の中で、いずれかに配置し教育しなければならない。これはインクルージョンされた教育環境を提供するという法律の趣旨に基づき、可能な限りインクルーシブ教育を優先的に実施することを意味する。

9) 教育課程の運営

特殊教育機関の幼稚園・小学校・中学校・高等学校の教育課程は、障害の種類及び程度を考慮し、教育科学技術部令として定め、乳児の教育課程と専攻科の教育課程は教育監註2)の承認を受け学校長が決める。

2011年11月16日、特殊教育の教育課程が改正告示され、2013年から年次的に適用される予定である。従来は特殊教育の基本教育課程がⅠ、Ⅱ、Ⅲ水準の3段階

のグループで構成されていたが、小学校1～2年群、3～4年群、5～6年群、中学校1～3年群、高等学校1～3年群として、その範囲を拡張した。現在新しい教育課程による教科書を開発している。

10) インクルーシブ教育

2011年4月現在、通常学校の通常学級(17.8%)と特殊学級(52.2%)で統合教育を受けている児童生徒は、全体の特殊教育対象児童生徒の70%に達するなど、通常学校にインクルードされる児童生徒が継続的に増加する傾向がある。

このような傾向を反映して、現行法では、特殊教育対象者を可能なかぎりインクルードされた教育環境に配置するよう居住地から最も近い学校に通えるようにした。無論、対象者の障害程度・能力・保護者の意見などを総合的に判断し、特殊教育運営委員会の審議を経て、教育長、または教育監が最終決定をすることになる。そして特殊教育対象者が在学している通常学校の長に特殊教育対象者の障害類型・程度などを考慮し、教育課程の調整、補助員支援、学習補助機器支援、教員研修などに関するインクルーシブ教育計画を樹立・施行を規定することによって、インクルーシブ教育の成功に結びつく実行が可能になるよう制度的整備を行った。

特殊学級が設置されていない通常の学校に就学した特殊教育対象者に、特殊教育を提供するため特殊教育支援センターの教員が訪問して支援をすることができる。また特殊教育支援センターを中心にインクルーシブ教育を受けている児童生徒にも特殊教育関連サービスが提供できる。

11) 個別化教育

1994年全面改正された「特殊教育振興法」において初めて個別化教育計画を作成及び運営するように規定された。現行法においては保護者、特殊教育教員、通常教育教員、進路及び職業教育担当教員など、各児童生徒をよく知っている、あるいは各児童生徒の教育的ニーズ領域の専門性を持っている人々が参加するようにしている。また、新学期が始まった日より30日以内に個別化教育計画を作成するよう規定している。

12) 進路及び職業教育

最近では特殊教育対象者の職業教育だけでなく、学校卒業後の職場あるいは自立した成人生活への移行に必要な全ての相談と指導ができるようにする進路教育に対する関心が増大されているが、現行法はこのような傾向を反映し、職業教育及び進路教育を強調している。

今までは、高等学校課程を設置した特殊学校に専門技術教育をするため、授業年限が1年以上である専攻科を置けるようにしてきたが、今後は、特殊教育対象学生の特性・能力・障害カテゴリー、またはニーズなどに合わせ職業リハビリ訓練だけでなく、自立生活訓練を実施するために専攻科を運営することができ、特殊学級にも専攻科を設置でき、専攻科の運営が多様化、拡大されると考える。

13) 巡回指導

巡回指導は通常学校の通常学級、障害者福祉施設、児童福祉施設、家庭、治療機関などにいる特殊教育対象者のために特殊教育教員が巡回しながら教育することであり、1994年に初めて規定された。巡回指導によって、特殊教育対象者が、就学した場所には関係なく、実質的な教育機会と学習権が保障されることになった。巡回指導の授業日数は学年度内に150日を基準とするものの、指導・監督機関の承認を受け、30日範囲で減らすことができるが、最少120日まで調整することができる。

14) 特殊学校及び特殊学級の学級設置基準

現行法は、幼稚園・小学校・中学校・高等学校別にそれぞれ4人・6人・6人・7人を基準として1学級を設置できるように規定しており、特殊教育対象者個人の特性と能力に応じた個別化された教育を真に実行することができるようになった。

特殊教育教員の配置基準は学級数基準から児童生徒数基準に改善され、特殊教育対象児童生徒4人当たり教員1名が配置されるよう規定されているが、都市と農村・山村・漁村における教育の均衡的発展、特殊教育支援センターの運営状況及び特殊教育対象者の地域別の分布などを考慮し、配置基準の40%の範囲で加減し特殊教育教員の定員を配置することができる。

15) 大学課程の障害学生支援及び生涯教育支援

1995学年度から導入された特殊教育対象者大学特別選考制度の施行に伴い、大学に入学する障害のある大学生が増加することにつれ、障害のある大学生の実質的な学習権を保障し教育福祉を向上させるための措置として、障害学生支援のための法的機構が必要になってきた。現行法は、大学の長はその大学に障害のある大学生が10人以上在学する際には、特別支援委員会を設置及び運営しなければならないと規定している。

国家及び地方自治体において学齢期が過ぎた障害者のために、一般の生涯教育施設で障害者生涯教育課程を運営できるようにした。また障害者に限定する別途の施設として、学校形態の障害者生涯教育施設を設置

することができるようにしながら、一般の生涯教育施設が基本的に備えるべき施設・設備以外に障害者便宜施設を備えるようにしている。このように、教育機関と一般生涯教育機関に障害者のための生涯教育課程が備えられ、また学校形態の障害者生涯教育施設が設置され学齢期に教育機会を逃した障害成人にも教育機会を提供することができるようになった。

1. 特殊教育の現状

韓国の特殊教育対象者の幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の全課程の教育は「障害者などに対する特殊教育法」第3条第2項により義務教育とされている。

2011年4月現在、全国155箇所の特設学校で24,580人の特殊教育対象児童生徒が特殊教育を受けており、特設学校で特殊教育を担当している教員は7,054人である。2010年度の特設学校の状況と比較してみると、特設学校の児童生徒数は804人増加、学級数は65学級増設、教員数は316人増員された。2011年4月現在、韓国の特殊教育対象児童生徒、特設学校、通常学校での特殊教育、巡回教育、病院学校の現状をみると以下のとおりである。

(1) 特殊教育対象児童生徒の現状

Table 1は、2011年4月現在における、韓国の特殊教育対象児童生徒の現状を示す。

(2) 特設学校の現状

2011年4月現在、韓国の特設学校の設立別及び障害領域別の状況は以下のとおりである。

1) 特設学校の設立別状況

特設学校の設立別状況を Table 2, Fig. 3に示す。

2) 特設学校の障害領域別状況

2011年4月現在、特設学校障害領域別状況を Table 3, Fig. 4に示す。

(3) 通常学校での特殊教育現状

通常学校での特殊教育は特殊学級と通常学級で行われる。

1) 通常学校の特殊学級の現状

2011年4月現在、6,080校の幼稚園、小・中学校、高等学校に設置されている8,415の特殊学級において43,183人の特殊教育対象者が特殊教育を受けている。特殊学級において特殊教育を担当している教員は8,658人であり、2010年度特殊学級の状況と比較してみると特殊学級設置校は448校増加、特殊学級は623学級増設、担当教員は387人増員された。

学校課程別における特殊学級の現状を Table 4, Fig. 5に示す。

Table 1 特殊教育対象児童生徒の現状

区 分	特殊教育 対象児童 生徒数	通常学校			特殊教育支 援センター	計
		特殊教育 学校	特殊学級	通常学級		
障害領域	視覚障害	1,495	344	466	10	2,315
	聴覚障害	1,153	916	1,597	10	3,676
	知的障害	15,819	25,498	3,789	26	45,132
	肢体不自由	3,371	4,079	3,211	66	10,727
	情緒・行動障害	429	1,766	622	-	2,817
	自閉症障害	1,917	4,312	580	-	6,809
	コミュニケーション 障害	86	790	749	6	1,631
	学習障害 (LD)	20	4,188	1,398	-	5,606
	健康障害	35	472	1,722	-	2,229
	発達障害	255	818	607	43	1,723
計	24,580	43,183	14,741	161	82,665	
課 程	障害乳児	195	-	-	161	356
	幼稚園	783	924	1,660	-	3,367
	小学校	7,115	22,414	5,595	-	35,124
	中学校	6,079	10,951	3,478	-	20,508
	高等学校	7,553	8,878	4,008	-	20,439
	専攻科	2,855	16	-	-	2,871
	計	24,580	43,183	14,741	161	82,665
学校及びセンター数	155	9,664		187	10,006	
学級数	3,842	8,415	13,678	41	25,977	
特殊教育(級)教員数	7,054	8,658	-	222	15,934	
特殊教育補助員配置数	2,294	5,930	711	-	8,936	

Table 1を基に特殊教育対象児童生徒の学校課程別及び障害領域別分布をグラフとして示したのがFig. 1, Fig. 2である。

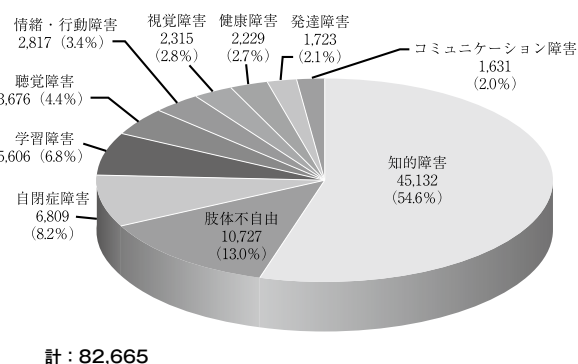
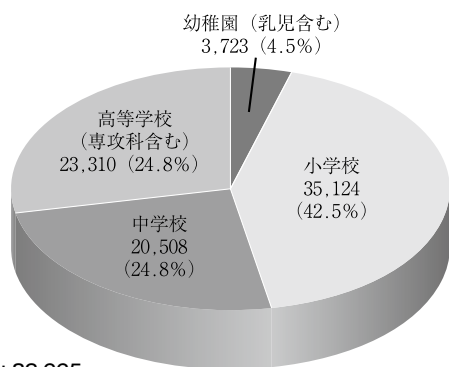


Fig. 1 学校種別特殊教育対象児童生徒の現状

Fig. 2 障害領域別特殊教育対象児童生徒の現状

Table 2 特殊学校の設立状況

区分	学校数	学級数	児童・生徒数	教員数	その他
国立	5	166	946	334	
公立	59	1,733	11,313	3,168	私立
私立	91	1,943	12,321	3,552	58.7%
計	155	3,842	24,580	7,054	

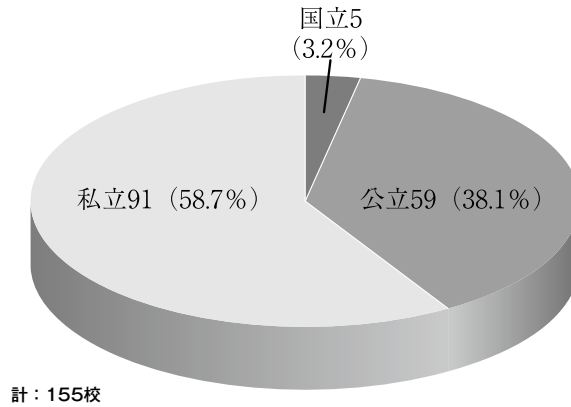


Fig. 3 特殊学校の設置者別状況

Table 3 特殊学校の障害領域別状況

障害種類	障害領域別学校数					計
	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	情緒障害	
学校数	12	18	100	18	7	155

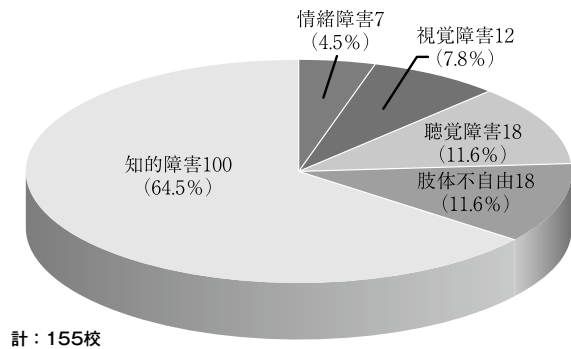
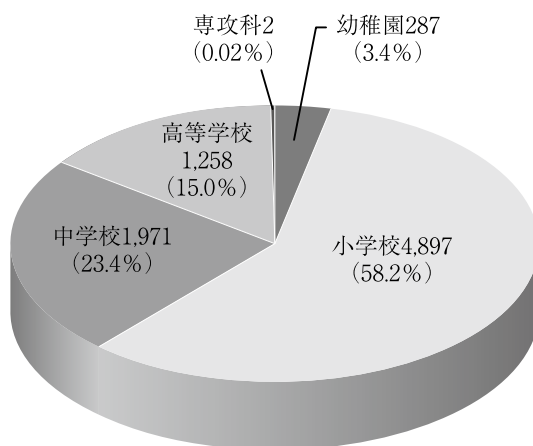


Fig. 4 特殊学校の障害領域別状況

Table 4 学校課程別の特殊学級の現状

学校級	学校数	学級数	児童・生徒数	教員数
幼稚園	254	287	924	289
小学校	3,781	4,897	22,414	4,883
中学校	1,461	1,971	10,951	1,999
高等学校	747	1,258	8,878	1,482
専攻科	2	2	16	5
計	6,245	8,415	43,183	8,658



計：8,415校

Fig. 5 学校種別の特殊学級の現状

Table 5 学校種別のインクルーシブ教育の現状

学校級	学校数	学級数	児童・生徒数
幼稚園	1,119	1,481	1,660
小学校	2,637	5,349	5,595
中学校	1,557	3,201	3,478
高等学校	1,285	3,648	4,008
計	6,598	13,679	14,741

2) 通常学校でのインクルーシブ教育の現状

2011年4月現在、全国6,598箇所の幼稚園、小・中学校、高等学校に設置されている13,679の通常学級に14,741人の特殊教育対象者が配置されインクルーシブ

教育を受けている。

通常の学級で行われている教育課程別のインクルーシブ教育の現状を示したのが Table 5である。

(4) 巡回教育及び病院学校の現状

1) 巡回教育の現状
巡回教育を担当している教員数は、特殊学校で24人、特殊学級で520人、特殊教育支援センターで676人、計1,436人である。

いて、巡回・派遣形態で実施される巡回教育は、特殊学校の228学級において997人、特殊学級426学級において1,963人、特殊教育支援センターにおいて4,130人を対象に実施されている。病院学校の現状を Table 7 に示す。

2) 病院・学校の現状

2011年4月現在、在宅・施設・病院・学校などにお

(5) 特殊教育の変化推移

Table 6 巡回教育の運営状況

区 分	児童生徒数											学級数	職員数
	機 関					学 校 課 程							
	在宅	施設	医療	通常 学校	計	幼稚園 (障害乳 児を含 む)	小学校	中学校	高等 学校	計			
特殊学校 から巡回・ 派遣	391	603	3	-	997	68	352	259	318	997	228	240	
特殊学級 から巡 回・派遣、 兼任	521	1,122	29	291	1,963	23	1,052	538	350	1,963	426	520	
特殊教育 支援セン ター	305	144	9	3,672	4130	661	1,724	1,026	719	4,130	-	676*	
計	1,217	1,869	41	3,963	7,090	752	3,128	1,823	1,387	7,090	654	1,436	

※特殊教育支援センター巡回講師481人を含む

Table 7 病院・学校の現状

学校数	月平均 児童生 徒数	教員及び 担当者数	病 院 名	
			教育庁付属病院学校 (21校)	教育庁と病院間の 協同及自営病院学校 (11校)
32	57	57	釜山大学病院, 東亜大学医療院, 仁済大学釜山百病院, 嶺南大学医療院, 大同大学病院, 慶北大学病院, 佳泉医大附属吉病院, 仁荷大学付属病院, 忠南大学病院, 蔚山大学病院, 国立癌センター, 江原大学病院, 江陵峨山病院, 忠北大学病院, 檀国大学天安病院, 全北大学病院, 和順全南大学病院, 慶尚大学病院, 国立釜谷病院, 梁山釜山大学病院, 全南国立羅州病院*	ソウル大学病院, SEVERANCE HOSPITAL, 漢陽大学病院, ソウル峨山病院, 三星ソウル病院, 国立ソウル病院, ソウル市立子ども病院, 韓国原子力病院, ソウル聖母病院, 慶熙大学医療院, ソウル高麗大学九老病院*

※2011年度新設病院学校

近年韓国の特殊教育は大きく変化している。特殊学校・特殊学級数、特殊教育対象児童生徒数及び特殊教育担当教員1人当たりの児童生徒数の変化をみると以下ようになる。

1) 特殊学校・特殊学級の変化について

近年、障害児のインクルーシブ教育の拡大に伴い、特殊学校数は大きく増加してはいないものの、特殊学級は増え続けている傾向があり、最近5年間は年平均786学級増加した。

通常学校においてインクルーシブ教育を受けている特殊教育対象児童生徒数が増加することにより、特殊学校の児童生徒は重度・重複の障害児が増える傾向を示している。

2) 特殊教育対象者児童生徒数の変化について

2011年特殊教育対象児童生徒数は82,665人で2010年より2,954人増加した。近年、特殊教育対象児童生徒の教育機会の拡大及び支援サービスの強化により、特殊教育対象者に登録する児童生徒の数が持続的に増加している傾向である。

特殊教育支援は、無償教育支援、特殊教育補助員配置、放課後学校運営、特殊教育支援センター運営支援、治療支援の提供、病院学校の設置及び運営、通常学校での障害者便宜施設の設置、特殊教育対象児童生徒の学校給食費などの支援、障害乳児無償教育支援、学校企業運営などの進路職業教育支援、障害意識改善事業などの形態として行われている。

3) 特殊教育担当教員1人当たりの平均担当児童生徒数について

2011年特殊教育担当教員1人が実際に担当している平均児童生徒数は5.2人であることが明らかにされた。「障害者などに対する特殊教育法」においては、特殊学校及び特殊学級教員配置基準に関して児童生徒4人当たり教員1人を配置するとして規定している。

Table 8は年度別の特殊教育現状を要約したものであり、Fig. 6は児童生徒・学校・教員・学級数の推移を示したものである。

Table 8 年度別の特殊教育の現状

区 分	'03	'04	'05	'06	'07	'08	'09	'10(A)	'11(B)	B-A
特殊学校数	137	141	142	143	144	149	150	150	155	5
特殊学級数	4,102	4,366	4,697	5,204	5,753	6,352	6,924	7,792	8,415	623
児童生徒数										
障害乳児	-	-	-	-	-	-	288	290	356	66
幼稚園	1,932	2,677	3,057	3,243	3,125	3,236	3,303	3,225	3,367	142
小学校	30,838	30,329	31,064	32,263	32,752	33,974	34,035	35,294	35,124	-170
中学校	11,055	11,326	12,493	13,972	15,267	16,833	17,946	19,375	20,508	1,133
高等学校	8,779	10,207	10,756	11,851	13,349	15,686	17,553	19,111	20,439	1,328
専攻科	800	835	992	1,209	1,447	1,755	2,062	2,416	2,871	455
計	53,404	55,374	58,362	62,538	65,940	71,484	75,187	79,711	82,665	2,954
教員数	9,175	9,846	10,429	11,259	12,249	13,165	13,997	15,244	15,934	690

※特殊教育対象児童生徒：障害のある児童生徒の中で、特殊教育対象者に選定され特殊学校、特殊学級、通常の学級に在学している児童生徒を示す。

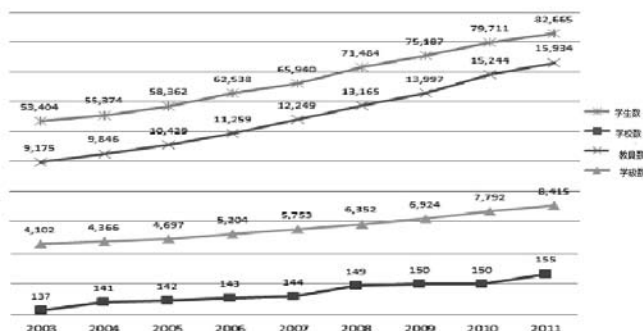


Fig. 6 年度別の児童生徒・学校・教員・学級数の推移

II. 課題と展望

今日、障害者のためのサービスの方向は正常化（ノーマライゼーション）だと言える。障害者の正常化は、一般人と可能な限り同じ環境で食って、寝て、勉強して、遊んで、生活することを強調する。しかし、正常化される環境が何かによって言葉も違ってくる。例えば、その環境が学校である場合には主流化（mainstreaming）という言葉を使用し、その環境が地域社会である場合には脱収容化（ノーマライゼーション）という言葉を使用する。そして、主流化は分離教育ではないインクルーシブ教育により実践され、脱収容化は分離収容ではない地域へのソーシャルインクルージョンにより実践される。つまり、インクルージョンはノーマライゼーションの原理を実現しようとする実践的・実的な方法の1つである（金, 2008）。

韓国の場合、まだ群集アプローチによる障害児教育モデル（障害ごとに分けて教育する障害児教育）が依然として優勢であるものの、最近では脱収容化の傾向と同じように、主流化運動は障害者も正常な人々と違いがあるという考え方から、事実それほど差があるのではないということ強調するほうに変化している。このような考え方の変化と、これを実行しようとしてきた多くの人々の努力により、1994年1月特殊教育振興法（1977年制定）が改正された。しかし、特殊教育の概念の変化及び専門性の向上という時代的必要性が提起され、2007年5月「障害者などに対する特殊教育法」（法律第8483号 新規制定2007. 05. 25）が新たに制定され、2008年5月から施行されている。

新しい法が制定、公布されるにつれ、韓国の特殊教育は様々な側面において急激な変化が起きている。しかし、その変化は順調なだけではない。障壁があまりにも多い。その障壁の中でも、多くの人々が憂慮していることについていくつか述べたい。なお、これは著者の主観的判断によるものである。

まず、「特殊教育法」の諸規定が守られていないことである。

新しい法はいわゆる「当事者主義が大きく反映された法」として指摘を受けるほど、障害児の保護者の立場を大きく反映したことを誰も否定し難い。従って障害児の保護者のニーズは、その幅が広がっているだけでなく、その強さも次第に高まっている。法が守られない場合には、当事者だと言える特殊教育対象者、またはその保護者は、国家や地方自治体を相手に意見を陳情するのは当然である。しかし、しばしば、その

矛先が特殊教育教員に向かってくる場合が多くなってきた。特殊教育教員は法的規定を守ると同時に、保護者の要求にも応じなければならないことで、大変な状況に置かれている。法の規定によれば、特殊学校や特殊学級の1学級当たりの人数は、幼稚園、小・中学校、高等学校別にそれぞれ4・6・6・7人である。また特殊教育対象児童生徒4人当たり1人の特殊教育教員が配置されるべきであるが、国の財政不足で法の趣旨が台無しになっている。

次に、一般教員と社会の障害のある児童生徒または特殊教育に対する意識が、まだ憂慮するほどの段階で止まっている。韓国の特殊教育の核心的要素であるインクルーシブ教育が成功するためには、様々な前提条件が満たされなければならないが、その中でも一般教員と一般の保護者の障害のある児童生徒、または特殊教育に対する態度が何より重要である。しかし、現実にはそうではない。インクルーシブ教育に向けた特殊教育政策により、一般教育教員にもアカウンタビリティが求められているが、一般教員の反応はまだ冷ややかである。その理由は、障害のある児童生徒や特殊教育に対する否定的な態度による側面も一部あると言えるが、ほとんどは、障害のある児童生徒、または特殊教育に対する理解不足に起因するものであると把握されている。また、社会全体の障害者に対する否定的態度の原因として不安がある。最近ソウルのある高級アパート付近に障害者施設が入るのを反対するアパート入居者のデモを見ながら、障害者に対する一般市民の視線はまだ冷たいという事実を改めて感じた。

最後に、インクルーシブ教育が口先だけで終わっているということを指摘せざるを得ない。インクルーシブ教育が成功するためのもう一つの条件は、彼らの能力と水準に適した教育課程の修正（または教授方法の適合化）を通じて個別化教育が成り立たなければならない。通常学校の特殊学級で勤めている特殊教育教員は、各児童生徒のレベルに合わせ、教育課程を修正できる能力をある程度備えていると判断される。しかし、トータル・インクルージョンの状況に置かれた特殊教育対象児童生徒を教えている通常学級の教員は、教育課程の修正や個別化教育に対する特別の教育を受けていない教員がほとんどである。その結果、通常学級の中の特殊教育対象児童生徒は酷く表現すれば「ダンピングされている」状況である。口先だけでトータル・インクルージョンが行われており、彼らのインクルーシブ教育のための実際的な支援は行われていない。このような問題を改善するため「特殊教育法」は、国家

及び地方自治体の主管で行われる資格研修及び職務研修に特殊教育に関連する内容を含むよう規定しているだけでなく、通常教育の教員に対しては特殊教育と関連した職務研修過程を、特殊教育教員に対しては、通常教科教育に関する職務研修課程をそれぞれ別途の独立した職務研修として実施しなければならないと規定している。しかし、その結果は微妙である。

既に述べた韓国特殊教育の課題は、他の国においても同じように、当面の課題として指摘されていると聞いている。比較教育的研究と議論を通じて共通の課題を解決できる改善策を見つけることを願っている。

註1) ハングル表記を漢字表記に直すと「統合教育」となるが、韓国ではインクルーシブ教育の意味なので「インクルーシブ教育」とした。

註2) 教育の中立性を担保するため、教育長に権限が集中することをさけるために「教育監」という職を置く。教育監選挙人グループによって選挙で選ばれ、任期は4年で、一回限り再任される。

文 献

- 교육과학기술부 (2011). 2011 특수교육연차보고서. 서울: 저자.
- 김병하 (2011). 한국특수교육론: 우리나라 특수교육(학)의 정체성. 대구: 대구대학교 출판부.
- 김원경·이석진·이은주·권택환 (2010). 특수교육법 해설. 서울: 교육과학사.
- 金參燮 (2010). 특수교육의 심리학적 기초. 서울: 시그마프레스.
- 金參燮·임경원 (2008). 통합교육 둘러보기. 서울: 시그마프레스.
- 金參燮 (2012). 특수교육의 개요. 김삼섭 강민채 강우정 권희연 외, 특수교육학개론. (pp. 16-35). 서울: 신정.
- 장애인 등에 대한 특수교육법 (법률 제8483호 신규제정 2007. 05. 25.)

(2013. 1. 18受理)